ふくおか県央環境広域施設組合 一般廃棄物処理施設建設及び運営事業

募集要項等に関する質問への回答(第2回)

令和6年10月 ふくおか県央環境広域施設組合 ■墓集要項に関する質問への回答

_ _	导耒安 」	貝(-) 男 9	る貝冏	<u>への回さ</u>			
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	П	6		事業のスケ ジュール(予 定) 設計建設期間	第1回募集要項に関する質問回答No.7 にて、「大幅に遅延する場合において は、延長について協議に応じます。」	令和9年1月を基準として当該時期に おける状況を踏まえ、遅延せざるを得 ない場合においてはその延長について 協議に応じます。なお、事業全体工期 の着実な遵守に向けて、阻害要因に対 する工程の裕度の確保や遅延回復につ いて民間ノウハウの提案を求めている

■要					に関する質問		
No.				小項目		質問の内容	質問への回答
	2	第1章	第2節	3(7)	調整池	第1回要報酬的.1には内様いなとはれも係実 第1回要な関係の.1には内様いなとはれも係実 関大いである。 では、のあいでは、ののでは、ののででは、ののででは、ののででででででででででででででででで	ご指摘のように調整池計算に用いる流出係数については、「開発地」(本用地内では、「開発地」は0.9で行っており流の改変を行う範囲)は0.9で行っており流とができる。大学書を超れています。外構設計を超れて、に調整と変更をできます。では、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のよりには、10
2	2			3(7)	調整池	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.2において、「現時点で想定すると、なお、内容には別容には別容には調整中であり、最終図と書「答をといっては調整中であり、最終図と書」をはないことに領解を対します。」との表演とは、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、造成設計ができましたが、とのと思料いたします。そのため別添資料1からは造成工事で実施される範囲が不明確化及び入札条件の平準化をお願いします。	事業者側での施工範囲は別途資料の閲覧を可能とします。
3	2	第1章	第1節	3(7)	調整池	「調整池 (別途実施する敷地造成工事からの変更がある場合)」とありまますが、第1回質問回答(要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への域を新たに追加変更しない場合は調整容量が、近追加変更しない場合はないと考えておりまで、追いない場合はないと考えておりまで、事業区域内の別途造成、建業を事業区域内の別途造成、建業を書が、提案に委ねているものの対応できまり、提案に委ねている場合のできまり、提案による調整池を引してが、提案による調整池ではおい。	第2回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.1のとおりです。

					に関する質問		22 HH (II.
No.	頁			小項目		質問の内容	質問への回答
4				6(1)1)		第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.10にてご観測された最高気温を設計外気温を設計を表記と最低気温を設計を表記と最低気温を設けでなり、空間、強力が増大する対域を変更のでなり、でなり、でなり、でなり、でなり、でなり、での、では、TAC温度(超過危険率では、TAC温度(超過危険率の考え方が用いられ、また近りを機械設計を発展では、方が見いるというのでは、方がままに、を基準では、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるというのでは、方が見いるといる。	第1回要求水準書(設計建設業務編)に 関する質問への回答No. 10に示しますよ うに、P2 1)気温 最高38.3℃、最低 -5.1℃を条件として設計してくださ い。
5	က	第1章	第2節	6(3)6)	緑化率	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.12において、「保安林解除予定告示後に林地開発協議を実施する予定です。別途造成工事における緑化の範囲は、造成法面の一部を予定しています。(別途資料1をご参照ください。)なお、敷地内外構工事での緑化は事業者の提案に委ねます。」と回答がありましたが、工事用地(FH=92.0の平場内)を除く事業区域境界(予定)内の緑化面積をご教示願います。	別途資料1で図示した緑化範囲の面積 は約5,000㎡(平面積)(斜長:約 8,000㎡)ですが、着色範囲は法枠工を 予定しており、法枠工の内側部分約 3,200㎡(斜長:約5,120㎡)を緑化 (厚層基材吹付)予定です。
6	က	第1章	第2節	6(4)1)	電気	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.13にて、土壌汚染対策法に伴う対応は貴組合範囲とのご回答がありましたが、道路同地への施工のためのアクセス道路理地への施工のためのアクセス道路解してよろしいでも貴組合にて整備されると理合いでも受けるといる。その場合はどの範囲をどのような仕様で、事業者の施工計画および維持管理計画を基づく道路幅、強度等を考慮し計ります。	当該用地への施工ためのアクセス道路 について、用地の確保・取得は組合範 囲としますが、整備は事業者範囲とし ます。最適なアクセス道路のルートを ご提案ください。
7	3	第1章	第2節	6(4)1)	電気	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.13にて、土壌汚染対策法に伴う対応は貴組合範囲とのご回答がありましたが、当該用地の地盤条件を開示いただけないは場合は、積算根拠統一のために、杭や地盤改良が不要となる条件で仮設定してよろしいでしょうか。なお本条件は、事業者では分かりかねますのでが必要な場合は実績に応じて精算いただけないでしょうか。	現時点で当該用地の調査は実施しておらず地盤条件は不明です。合理的な範疇において予見できない工事が必要となる場合において、精算の協議に応じます。

					に関する質問		1
No.				小項目		質問の内容	質問への回答
8	3	第1章	第2節	6(4)1)	龍気	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.15にて、自営線ルートについては関係官庁へ自営線の正事用地内への引込に際地ので、資源の工事にで施工される嫌壁に利力を設定したが、対策を設定したが、対策を設定して、大きには、対策を対して、対策を対して、大きには、対策を対して、大きには、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対象を対して、対策を対象を対して、対策を対象を対して、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象に対象が、対象を対象に対象が、対象を対象に対象が、対象を対象に対象が、対象を対象に対象が、対象を対象を対象に対象が、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	協議を可とします。
9	3	第1章	第2節	6(4)3)	用水	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.17にて、本事業において新たに井戸を設置することは可能とのご回答がありましたが、工事用地内で井水が出ない可能性がありますので、桂苑解体後に整備する広場の計画に配慮することを前提に、既設桂苑の敷地内に新たな井戸を設置することもお認めいただけないでしょうか。	桂苑解体後に整備する広場の計画及び 桂苑の稼働及び解体工事に配慮した上 で、既設桂苑の敷地内への新たな井戸 の設置を可とします。
10	3	第1章	第2節	6(4)3)	用水	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただきましたが、既設の井戸配管ラインに接続し、新設工場との併用が困難な場合は、桂苑解体後に整備する広場の計画に配慮することを前提に、既設桂苑の敷地内に井戸水用水槽を設け既設工場と新設工場に配水することをお認めいただけないでしょうか。	桂苑解体後に整備する広場の計画及び 桂苑の稼働及び解体工事に配慮した上 で、既設桂苑の敷地内への新たな井戸 用水槽の設置を可とします。
11	3	第1章	第2節	6(4)3)	用水	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただき、「No.1号孔」「No.2号孔」のそれぞれの用途(プラント用水用と生活用水用 や バックアップ用等)および「No.1号孔」「No.2号孔」から受水槽までのフローが分かる図面を開示いただけないでしょうか。	No. 1孔は桂苑(工場棟)での使用、 No. 2孔は洗車での使用等で運用しています。 No. 1孔及びNo. 2孔から受水槽までのフローがわかる図面はございません。
12	<u>ფ</u>	第1章	第2節	6(4)3)	用水	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただきましたが、「No.1号孔」「No.2号孔」の井水ポンプの仕様(流量や揚程 等)をご教示いただけないでしょうか。	井水ポンプの仕様については明示できませんが、揚水試験の結果については 別途資料の閲覧を可能とします。
13	3	第1章	第2節	6(4)3)	用水	要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答(第1回)No.17にて、「別添3-1_井戸設備取り合い点」をご提供いただきましたが、「No.1号孔」「No.2号孔」の井水の使用にあたり、飲料水としての保健所からの使用条件に関する指導等があれば開示いただけないでしょうか。	飲料水としての保健所からの使用条件に関する指導は受けていませんが、現在、桂苑では別紙7に示す水質検査を年1回以上実施しており、本事業期間も事業者にて実施いただく必要があります。

■要	求水≛	集書 (設	計建設	業務編)	に関する質問		
No. 14	3 3	第1章	中項目 第2節			質問の内容 第1回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問で知る。18において、「基本的にご理解のとおりです。ただし、施設を設置する平場の外周答置、部の外の一個ででは、地路となりませなが、当該敷地は大きな経過でで、当ましたが、当該敷地は大雨でで流りででで、大雨を抱えており、大雨をが流れまでが流りでででで、大雨でで流れば、大雨でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	質問への回答 完成形の雨水排水側溝の敷設は事業者側で実施するものとし、以下とご理解ください。 1)法面小段排水、たて排水は組合所掌での施工とします。 2)擁壁上部の雨水処理は組合所掌での施工とします。 3)調整池への流入設備:流入設備側溝(素とします。 3)調整池への流入設備:業者の所掌とし、表別の対・人孔・とします。 4、それ以外の桝・人孔・とします。 4、それ以外の桝・人孔ととします。 4、おり道路位置等が設計されうると、より道路位置等が設計される路盤工ので、は自合の造成工事では事業者の所掌での施工とし、基層・表層は事業者の所掌での施工とします。
15	٥	第1 早	第2即	1	上朔	第1回安水平音(設計建設業/病欄) に関する質問への回答No.19にて、近長での回答No.19にて、延見でのはないでは、延見をいて協議に応じます。」とご回ての解釈の違いによる受発注者間でのの係争を防ぐ目的でご質問いたし起因して、本工事の現地帯工が多行の理延に起因して、本工事の現地帯工が場合には、事業者が許容できる場合を除き、その遅延期間分、工期を延長いただくことをお認めいただけないでしょうか。	参照ください。
16	16	第1章	第7節	表1-2 15 17 18	収型廃棄物処	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への37にてご合いででは、本条件の場ででは、大な換気動力が必要となるため、り気ででは、大な換気動力が必要となるとになり、できるといる。というでは、できるというでは、大きく減少しなります。というでは、お響ををといるというでは、機器を登場のは、大きな、大きく減少し、なりでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	各機器や盤の故障の防止、機器寿命への影響、運転員の点検等の作業等も踏まえ、保証値を設定しておりますので、要求水準書に示すとおりとします。 なお、消費電力については、運転台数制御等の工夫による配慮をお願いします。

					に関する質問		- W
No.			中項目			質問の内容	質問への回答
17	31	第1章	第11節	7(10)	工事期間中の施設の稼働	本工事着手に際し、桂苑から工事用地内まで仮設電気を引き込むにあたって、本工事着工が想定される令和9年1月頃に既存桂苑での停電作業が想定されます。したがい、停電スケジュールを調整する協議をさせていただけるものと理解して良いでしょうか。	停電時間の短縮を含めごみ処理への影響を極小化することを前提に、ご理解のとおりです。
18	39	第2章	第1節	2(1)11	安全性及び安定性の高い施設	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.79において、「砂防施設に関しては福岡県建築基準法施行条例第5条(がけ条例)とも関係のままとします。」とも関係がありましたが、本件については別統資料1にも記載がある通り、別途ようしいでしょうか。関係機関との協議については事業者で予見し得ないたが、協議結果に応じて本工事への影響があった場合の対応に必要な費用については、同回答No.77の通り、精算・協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、砂防施設等の工事については、ご理解のとおり、造成工事範囲です。 後段について、工事への影響が明らかな場合において、協議に応じます。
19	68	第3章	第2節	8(1)	形式	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.123において、「JASS5に記載のある「水密回のある「水でさい」としているとごがさい。 かまという とごが 対対 は、 では、 がまないでは、 がまないでででは、 がまないが、 がまないが、 がまないが、 がまなが、 がまないが、 がまないが、 がまないが、 がまないがまないが、 がまないがまないが、 が	工事用地は安定水位が比較的高いため、地下躯体への漏水対策を施した上で、JASS5の水密コンクリートの節に記載されるマスコンクリートの採用を可とします。
20	99			1(3)10)2		主要材質②本体に「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」とありますが、SS材同等を納入した多数の実績を保有し問題なく稼働しております。したがって、実績に基づいた事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	問題なく稼働の内容(期間、状況、事例数等)が不明確ですので、施設の長期間の利用を考慮し、要求水準書に示すとおりとします。
21	107	第3章	第9節	6(3)8)	主要材質	主要材質に「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」とありますが、SS材同等を納入した多数の実績を保有し問題なく稼働しております。したがって、実績に基づいた事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	問題なく稼働の内容(期間、状況、事例数等)が不明確ですので、施設の長期間の利用を考慮し、要求水準書に示すとおりとします。

■要					に関する質問		哲問への同僚		
No.				小項目		質問の内容	質問への回答		
22	108	第3章	第9節	7(3)2)	材質	材質に「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」とありますが、SS材同等を納入した多数の実績を保有し問題なく稼働しております。したがって、実績に基づいた事業者提案をお認めいただけないでしょうか。	問題なく稼働の内容(期間、状況、事例数等)が不明確ですので、施設の長期間の利用を考慮し、要求水準書に示すとおりとします。		
23	127	第3章	第11節	12(2)3)①	容量	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.146において、溶融飛灰処理物貯留設備(バンカ方式)の容量は7日分以上確保する準書(設計建設工力方が、要求水離での変量は7日分以上では10t車)との搬出車両はダンプ車(10t車)との場出車両はダンプ車(10t車)との場出車両の場合で表記を変更があります。がカカケでの場合ででは、がカカででも、がカカででは、がカカででが素をしたがでは、がかまたがが素をしたがでは、がかます。したがの容量は搬出車両の容量に合わせてでからでするは搬出車両の容量に合わせてでの場所で開せるとでした。	提案を可とします。		
24	163	第4章	第1節	3(1)	重機類・車両 等の仕様	第1回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.163において、管理運営業務に必要な重機類・車 両等を納入において、リース契約での 納入をお認めいただきましたが、中古 車の購入でもよろしいでしょうか。	故障・不具合時のバックアップ体制を 十分に確保する等、安定処理の継続に 配慮した上で、提案を可とします。		
25	202	第5章	第1節	1(1)7)	実施する敷地 造成工事から の変更がある 場合)	第1回要移い.188に流済には、 第1回要をNo.188ににようでは、 第1回要をNo.188ににようでは、 関する関連がは、現時連絡をでは、 の設計は、別域には、 の設計は、別域には、 の設計は、別域には、 の設計がは、 の設計がは、 の設計がは、 のの設計がは、 のの設計がは、 のの設計がは、 のの設計がは、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでは、 のの	第2回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.1をご参照く ださい。		

					に関する質問		
No.	頁			小項目		質問の内容	質問への回答
26	202 205	第5章	,,,	1(1)7) 2(9)	実施する敷地 造成工事から の変更がある 場合)	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する軍業とは、189において、189にお務照、で、189にお務照、で、189に対象が、189に対象	第2回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.1をご参照く ださい。
27	205	第5章	第2節	2	外構工事	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.193において、「要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.18をご参照ください。」と回答がありましたが、当該敷地は大きな残置森林と法面を抱えており、大雨が降った場合には一気洗堀や地下浸透を抑制するためには造成工事による雨水排水側溝の敷設が必要を考えます。 1)南・東側法面小段・竪側溝(必要な場合) 2)北・西側擁壁上部法面の法 肩・法尻側溝 3)上記及び造成平場を含む全雨水の調整 地への流入設備(FH92盤面周囲の 幹線雨水排水側溝・桝・人孔・埋設管)	第2回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.14をご参照ください。
28	205	第5章	第2節	2(9)	調整池	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.194において、「要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.1をご参照くだき、「要求水準書(設計建設でありましたが、調整池の目と回答がありましたが、調整池の計画は造成後のが、地利用をで設し、地利用をで設定されている。と思料いたし。。を設計されていると思料には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	第2回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.1をご参照く ださい。

■要	求水≝	丰書 (設	計建設	業務編)	に関する質問		
No.				小項目		質問の内容	質問への回答
29	215	第5章	第3節		基本方針基礎構造	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No. 221において、「JASS5に記載のとおり、水セメント比は 50%以下としてください。」な密コンクリート」としてください。」が高い大きな壁状部材およびマット部材におよいでは、水セメント比50%以下がはなるピットのコンクリートがはなるピットのコンクリートのはは、水セメント比50%以下がはないでは、水セメント比50%以下がおりではなくがではなる水密コンクリートの場ではないでは、水セメント比50%以下がおりではないでは、水セメント比50%以下がおりではないでは、水セメントと50%以下がおりではないでは、水セメントと50%以下がはたがではながではながではながではながではないではないではないではないではないではないではないでもないではないでしたがあり、高いではないではないではないではないではないでもないではないでもないではないでもないではないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでも	工事用地は安定水位が比較的高いため、地下躯体への漏水対策を施した上で、JASS5の水密コンクリートの節に記載されるマスコンクリートの採用を可とします。
30	220	第5章	第4節	3(1)5)	基本条件	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.224において、「卓上又は床置き加湿器とする場合には、給水等の負担が生じることから、各室設置の空調機に加湿機能を持たせて湿度の性能を保証してください」とのご回答をいただきましたが、加湿給水は使用しない期間が長くなると不衛生となり、健康被害の発生が想定されます。したがって、必要な時にのみ加湿する卓上・床置き加湿器の投棄をお認めいただけないでしょうか。	第1回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No. 224のとおり とします。
31		別添資料1			別添1-1別添1-2	第1回要求水準書(設計建設業務編)に関する質問への回答No.2において、別添資料1「造成設計図書」を提示いただきましたが、造成設計は現状まだ進展中のため全ての図面が揃っていないものと思料いたします。そのため別添資料1からは造成工事で実施される範囲が不明確化及び入札条件の平準化の目的のため、以下についてご教示願います。 1.建設エリアの想定FH92.0の造成平場盤面でその周囲に設置される法尻・法肩の幹線雨水排水側溝(現状の造成設計図には記載なし)の内側が本事業の対象(幹線雨水排水側溝およびよろしいでしょうか。	第2回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.14をご参照く ださい。

					に関する質問		
No.		大項目	中項目	小項目		質問の内容	質問への回答
32	_	別添資 料 1			別添1-1 別添1-2	2. 上記1で想定する造成工事範囲の 主要確認項目 以下の各項目について、造成工事設計 への反映をお願いいたします。	第2回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.14をご参照く ださい。
						①雨水排水側溝 当該敷地は大きな残置森林と法面を 抱えており、大雨が降った場合には一 気にFH92.0盤面まで流入してきます。 洗堀や地下浸透を抑制するためには造 成工事による雨水排水側溝の敷設が必 要と考えます。 1)南・西側法面小段・竪側溝 (必要な場合) 2)北・東側擁壁上部法面の法 肩・法尻側溝 3)上記及び造成平場を含む全雨	
						水の調整池への 流入設備(FH92盤面周囲の幹 線雨水排水側溝・ 桝・人孔・埋設管)	
33	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	②進入道路の舗装・側溝・ガードレール、路面標示等なお、別添1-1では砕石舗装および土側溝とありますが、上記同様、大雨により洗堀されて、砕石は流れ、泥流が公道へ流れ出ると想定します。そのため、アスファルトは基層と表層の2層とし、造成工事では基層まで行い本事業へ引き渡し、本事業竣工前に本事業にて必要に応じて補修と表層を施工する所掌区分が明確で良いかと考えます。	工事用道路としても使用する砕石舗装については、工事用車両の通行を考慮してAs舗装の基層まで造成側で施工するため、事業者側で表層工を施工してください。
34	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	③敷地北東の既存施設と新施設を結ぶ 道路の舗装・側溝・ガードレール、路 面標示等	事業者にて実施ください。 具体的な範囲は、別途資料に示し、閲 覧を可能とします。
35	-	別添資料 1			別添1-1 別添1-2	④敷地全体における転落防止設備(調整池廻り、擁壁天端、法面などの必要箇所)、フェンス(害獣対策)、門扉等。想定の建設エリアFH92.0盤面において、フェンスおよび門扉が必要な場合は造成工事範囲との関係より条件・範囲を提示願います。	事業者にて実施ください。 具体的な範囲は、別途資料に示し、閲 覧を可能とします。
36	_	別添資 料 1			別添1-1 別添1-2	⑤造成法面の植栽(TP+92mレベルの平 場以外は造成工事範囲。擁壁上部の法 面等)	ご理解のとおりです。
37	_	別添資 料 1			別添1-1 別添1-2	⑥砂防施設及び付帯施設(道路含む)	砂防施設及び付帯施設 (管理用道路) は造成工事にて実施予定です。
38	-	別添資料1			別添1-1 別添1-2	⑦高圧電力引込用擁壁貫通埋設空配管 ■埋設配管 N-FEP 150 φ x 3本程度 N-FEP 100 φ x 4本程度 ※埋設配管間は100mm、曲げRは2m以上	擁壁の貫通による擁壁の強度低下やメンテナンス性の低下等を鑑み、擁壁部の高圧電力配線のルートについては露出配管として計画してください。

	要求水準書(設計建設業務編)						所明。の同僚	
No.			中項目	小項目		質問の内容	質問への回答	
39	_	別添資料1				⑧余熱利用温水配管および給電ケーブル用竪坑(FH92.0幹線雨水排水側溝内側)およびボックスカルバート(擁壁下部を貫通し、町道下を横断)人が入って配管・メンテナンスできる空間が必要です。擁壁との干渉、道路占用も必要になります。サイズ竪孔: 有効1,200mm角ボックスカルバート: 有効幅1,200、高さ2,000	擁壁の貫通による擁壁の強度低下やメンテナンス性の低下等を鑑み、擁壁部の余熱利用配管・配線のルートについては露出配管として計画してください。	
40	F	別添資 料 1			別添1-1 別添1-2	⑨盛土工には流用土を使用する旨の記載がありますが、盛土は、適切に粉砕し、締め固めた後の層厚が約30cmになるよう、盛っては締め固める過程を繰り返され、十分締め固められると思料します。盛土地盤の条件(粒度、地耐力)を提示願います。	盛土材の流用にあたっては「発生土利 用基準について」(H18.8.10付 国官技 第112号)に従い流用することを造成工 事の発注条件とする予定です。 また、地耐力等については、宅地造成 に準じた強度での施工を予定していま す。	
41		別料1			別添1-1 別添1-2	⑩第1回質疑No.1において、「出の大力で、「出の大力で、「出の大力で、」の第1回質疑No.1において、いないのは、いいないのは、いいないのは、いいないのは、いいないのは、いいないのは、ないのは、	第2回要求水準書(設計建設業務編) に関する質問への回答No.14をご参照く ださい。	
42		別添資料 1			別添1-1 別添1-2	①造成工事範囲を含む外構の維持管理を本事業範囲とされておりますが、造成設計が未完了な状況で、かつ工事が範囲外であるため、維持管理対象が不明確であり、何か問題が発生した場合の責任の所在が不透明です。別途工事の造成工事範囲における維持管理とかてはその対象と維持管理と対しようか。入札条件の平準化と本事業において変更が発生しないように条件設定をお願いします。	現段階における設計図書及び対象については別途資料を示し、閲覧を可能とします。維持管理項目や数量頻度については、事業者ノウハウを求めるものであり、提案に委ねます。	

■要	求水≝	集書 (管	理運営	業務編)	に関する質問	への回答	
No.			中項目			質問の内容	質問への回答
1	5	第1章		13	災害等発生時 の協力	第1回要求水準書(管理運営業務編)に関する質問への回答No.19において、「災害廃棄物の四答No.19におい廃棄物の性状が、一事業年度を単位との関連により、搬入を単位との事業年度を単位で、当該の世界を受けるでは、とのでは、とのでは、とのでは、さらのででで、ののでででで、ののでででででで、では、でいるというのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	管理運営委託仮契約書(案)第27条の2 に示しますように、計画ごみ質の範囲 外となった場合には協議に応じます。
2	5	第1章	第3節	13	災害発生時の 協力	第1回要求水準書(管理運営業務編) に関する質問への回答No.18において、 「通常発生しない作業等が生じた場合」 とは災害廃棄物処理のための時間外作 業を含むと考えてよろしいでしょう か。	通常作業の作業時間の超過については 含まないものと想定しておりますが、 災害廃棄物処理のための作業内容によ り判断します。
3	13	第4章	第1節	-	受付管理	第1回要求水準書(管理運営業務編)に関する質問への回答No.26において、キャッシュレス決済を導入する場合、手数料負担は事業者負担とのご回答でしたが、事業者では手数料負担額そのものや、処理手数料の力と等に伴う手数料負担額が分かりかねますのでしようか。事業者負担となる場合は、現在貴組合にて負担しているごみ処理手数料の実績を公表いただけますでしょうか。	前段について、第1回要求水準書(管理運営業務編)に関する質問への回答No.26に示しますように、カード会社等に支払う手数料は事業者負担とします。 後段について、現在、組合では現金のみの支払いとしており、組合が負担している手数料はございません。
4	13	第4章	第3節	(3)	手数料徴収	手数料徴収について後納業者への請求 業務も事業者の所掌とありますが、請 求書発行の名義元は貴組合で、入金先 も貴組合となる理解でよろしいでしょ うか。 その場合、請求後の入金確認および督 促は、事業者では対応が出来ないた め、貴組合範囲との理解でよろしいで しょうか。	請求書発行の名義元及び入金先は組合 と想定してください。 また、入金確認及び督促は組合範囲と します。

■要求水準書(管理運営業務編)に関する質問への回答

■要	求水₫	丰書(管	理運営	業務編)	に関する質問々	への回答	
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
		第4章	第4節	表4-1	本施設の受付日時	第1回要求水準書(管理運営業務編)に関する質問への回答No.35において、「要求水準書(管理運営業務編)P14表4-1を以下に訂正します。 ■収集運搬(事業系許可含む)(月曜日~金曜日)8時30分~16時30分 ※1月1日から1月3日を除く ■自己搬入8時30分~16時30分 ※1月1日から1月3日を除く 上記のため、1月1日から1月3日を除く 大記のため、1月1日から1月3日を除く は日及び12時から13時の時間帯は受付を実施してください。」とご回答いただきましたが、祝日、出日曜日も受付を実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	17	第5章	第7節	(2)	分析	別紙19「環境保全における測定必要項目及び頻度」の溶融飛灰の測定項目に熱灼減量【1回/月】以上の記載が画ますが、ごみ処理施設整備の計画と設計要領 2017改訂版P.222に「熱しやく減量を測定する対象である焼却灰には、特別管理一般廃棄物の集じん灰には、特別管理一般廃棄物の集じんがって、集じん灰のみから構成される溶融飛灰の場合は、熱灼減量の測定は行わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■評価基準書に関する質問への回答

(評価基準書に関する質問はありませんでした。)

■様式集に関する質問への回答

■様	式集	に関する					
No.	頁		中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	-	第11-4-1 号様式	_	-	地元企業への発注金額	第1回様式集に関する質問への回答No.14にて、「建設工事の元請が共同企業体(JV)で甲型JVを結成立る場合には、JV受注金額のうち地元を発注金額に算入所には、JV受注金額のうち地元発注をのとの見解が示れるとの見解がにおいてのの見解がにおいてのの場所においてのの見解がにおいてののののでは、近年ののののでは、可能と思いるのでは、可能では、可能では、可能では、可能では、可能では、可能では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次での発達をでは、一次での発達を対して、一次での発達を対して、一次での発達を対して、一次での発達を対して、一次での発達を対して、一次での発達を対して、一次での発達を対して、一次での発達を対します。	第1回様式集に関する質問への回答No.14のとおりとします。第11-4-1号様式において「地元企業への発注額として計上できるのは、二次下請までとする。」としており、ただし書き以下は重複計上の考え方を示しているものであり、一次下請及び二次下請のみを地元発注金額に限定する趣旨の記載ではありません。
2	_	第14-1-1 号様式	-	-	ごみ1tあたり の二酸化炭素 排出量	ごみ1tあたりの二酸化炭素排出量は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(環境省、令和3年4月改訂)』に基づき、算出すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ごみ1tあたりの二酸化炭素排出量は自動計算となりますので、記載のように、黄色網掛け部分提案数値をご記入ください。なお、電気のCO2排出係数は、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針 マニュアル(2012年3月)」の0.000555とします。
3		第14-1-1 号様式	_	_	ごみ1tあたり の二酸化炭素 排出量	買電電力量、売電電力量及び燃料使用量の計算条件④において、ごみ質の前提は、基準ごみとなっていますが、売電電力量を最大化するために、ごみ質の出現頻度を考慮した売電電力量の提案をお認めいただけないでしょうか。	入札条件の平準化のため、原案のとおり、基準ごみとします。

■基本協定書(案)に関する質問への回答

(基本協定書(案)に関する質問はありませんでした。)

■基本契約書(案)に関する質問への回答

(基本契約書(案)に関する質問はありませんでした。)

■建設工事請負契約書(案)に関する質問への回答

■建	■建設工事請負契約書(案)に関する質問への回答								
No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答		
1	6	第4条	1	-	契約の保証	契約保証にあたっては、受注者の構成企業が複数となる場合、各構成企業による契約保証金または第2号ないし第5号に掲げる契約保証金に相当する保証を以て第2項の条件を満たすことも可という理解でよろしいでしょうか。	受注者の構成企業が複数となる場合、受注者である共同企業体全体で、契約保証金または契約保証金に相当する保証を行えば第2項の条件を満たします。このため、各構成企業が個別に契約保証金や契約保証金に相当する保証を行う必要はありません。また、構成企業1社が契約保証金又は契約保証金に相当する保証を行うことも可とします。		
2	8	第8条 の3	1	-	著作権の譲渡等	第1回建設工事請負契約書(案)に関する質問への回答No.9に関して、設計図書等の契約の履行の目的物は受注者が本事業を遂行する上で活用することが見込まれる(コピー等)ものです。つきまして、受注者は本事業遂行のために必要な場合、発注者の承諾なく設計図書等の契約の履行の目的物を自由に複製等できるようにさせていただけないでしょうか。	本事業遂行のために必要な場合であっても、発注者の承諾は必要とします。本事業遂行のため必要か否かを発注者にて判断する必要があるためです。なお、「本事業遂行のために必要な場合」の範囲をあらかじめ発注者及び発注者間で調整した場合、当該範囲で発注者の承諾なく契約の履行の目的物の利用することを認めます。		
3	13	第17条	3	_	設計図書不適 合の場合の改 造義務及び破 壊検査等	第1回建設工事請負契約書(案)に関する質問への回答No.14に関して、「監督員は、工事の施工部分が設計図書に高ある場合において、必要があると認知時間を認められるときは、当該相当の理由を受けいできる。」とされておりますが、「相当のがきる場合」とはなく、受き者のみではなく、受き者ののみではなく、受き者ののみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者のみではなく、でき者ののみではなく、でき者ののみではなく、でき者ののみではなく、でき者ののみではなく、できると理解してよるしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

■建設工事請負契約書(案)に関する質問への回答

■ 建		F請負契	<u>約書(</u>		関する質問への		
No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
4	15	第22条	2		受注者の請求による工期の延長	本項に関い、第1回募集の、20において、第1回募集の、20において、第1回募集で、「適合のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、不可能のでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	敷地造成で、 を主き事に、 を主事のというでは、 を主事に、 を主事に、 を主要に、 を表する。 をまる。 を表する。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、まる。 を、。 を、まる。 を、。 を、。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、
5	15	第26条	-	-	の変動に基づく請負代金額の変更	第1回目質疑回答No.23にて、「令和6年11月27日時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)に変更します。」と回答頂いた内容につい平均値"の採用は、建設工事における建設物価上昇比較では馴染まない指標値と思料しますので、初回の改定における比較対象は、「令和6年11月27日時点で公表されている最新の指標」としていただけないでしょうか。	第1回建設工事請負契約書(案)に関する質問への回答No. 23のとおりとします。
6	15	第26条	1	_	賃金又は物価 の変動に基づ く請負代金額 の変更	「発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物適とない。 本地の変動により請負代金額が方にといる。 となったと認めたときは、相手方にはができる。」とあります。 に可きる。」とあります。 にできる。」とあります。 にできる。」とあります。 にできると にいいい。 には、 にいい。 には、 にいい。 には、 にいい。 には、 にいい。 には、 にいい。 には、 にいい。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	ご理解のとおりです。 なお、物価変動の協議に当たり、組合 から事業者に対し、採用する物品の価 格等物価変動の協議に当たり必要な資 料を求める可能性がある点について、 ご留意ください。

■管理運営委託契約書(案)に関する質問への回答

					関する質問への[
No.	<u>頁</u>	条 第4条	項 2	号	項目名 契約の保証	質問の内容 契約保証にあたっては、受注者の構成	質問への回答 受注者の構成企業が複数となる場合、
	O	· 安生宋	2		大売が一下記	突利保証にあたっては、受任者の構成 企業が複数となる場合、各構成企業に よる第1号ないし第3号に掲げる契約保 証金に相当する保証を以て第2項の条件 を満たすことも可という理解でよろし いでしょうか。	受注者の構成企業が複数となる場合、 受注者である共同企業体全体で、契約 保証金または契約保証金に相当する保 証を行えば第2項の条件を満たしま す。このため、各構成企業が個別に契 約保証金や契約保証金に相当する保証 を行う必要はありません。また、構成 企業1社が契約保証金又は契約保証金 に相当する保証を行うことも可としま す。
2	6	第9条	3		緊急時の対応等	「震災・・では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 では、大きな、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 ででででは、 でででででででででで	ご理解のとおりです。 災害等緊急時の対応を行ったことのみで固定費についての協議は行いません。ただし、災害廃棄物の処理の対応により通常発生しない作業等が生じた場合や、災害等緊急時の対応により著しいごみ量の変動が生じた場合には、固定費の見直しについて協議を実施します。
3	12	第22条	5		業務の履行責 任	本項に関し、第1回質問回答(管理運営委託契約書(案)に関する質問への回答)NO. 21で「次期事業者の責めに帰すべき事由により基本性能を維持できない場合には、受注者の負担範囲に該当しないことを確認します。」とご者の負担範囲とならない場合には、明ごの受注者の負担範囲とならない場合には、画ご等といるの逸脱や著しいごみ量の変動条件からの乖離に起因して基本性能を維持する上で直接を終める。	ご理解のとおりです。

■管理運営委託契約書(案)に関する質問への回答

	3 连建	马安武笑		<u> </u>	関する質問へのL	山合	
No	. 頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
4	14	第29条			る一部の業務実施の免除	第1回 (ご理解のとおりです。